

第 9 号 議 案

平成27年度（2015年度）町田市下水道事業会計予算

平成27年度（2015年度）町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,600,907 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

平成27年（2015年）2月26日提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1. 分担金及び負担金		29,951
	1. 負担金	29,950
	2. 分担金	1
2. 使用料及び手数料		5,671,689
	1. 使用料	5,671,423
	2. 手数料	266
3. 国庫支出金		814,860
	1. 国庫補助金	814,860
4. 都支出金		55,712
	1. 都補助金	55,712
5. 財産収入		3,446
	1. 財産運用収入	3,432
	2. 財産売却収入	14
6. 繰入金		2,075,000
	1. 繰入金	2,075,000
7. 繰越金		250,000
	1. 繰越金	250,000
8. 諸収入		7,149
	1. 延滞金加算金及び過料	2
	2. 貸付金元利収入	6,230
	3. 雑収入	917
9. 市債		2,693,100
	1. 市債	2,693,100
歳入	合計	11,600,907

歳 出

款	項	金 額
1. 下 水 道 費		千円
		7, 7 0 1, 5 8 9
	1. 下 水 道 管 理 費	1, 0 2 9, 9 6 5
	2. 管 渠 費	3, 0 0 9, 5 5 3
	3. 処 理 場 費	3, 6 6 2, 0 7 1
2. 公 債 費		3, 8 8 9, 3 1 8
	1. 公 債 費	3, 8 8 9, 3 1 8
3. 予 備 費		1 0, 0 0 0
	1. 予 備 費	1 0, 0 0 0
歳 出	合 計	1 1, 6 0 0, 9 0 7

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 渠 等 整 備 事 業	平成27年度から 平成28年度まで	千円 1,000,000
成 瀬 ク リ ー ン セ ン タ ー 整 備 事 業	平成27年度から 平成29年度まで	1,130,000
鶴 見 川 ク リ ー ン セ ン タ ー 整 備 事 業	平成27年度から 平成29年度まで	4,568,000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 2,693,100	証書借入又は 証 券 発 行	5.0%以内（た だし、利率見直 し方式で借入れ る資金について 、利率の見直し を行った後にお いては、当該見 直し後の利率）	借入れの時から据置 を含み30年以内に 償還する。ただし 、財政その他の都 合により据置期間 といえども繰上償 還をなし、又は償 還年限を短縮し、 もしくは低利債に 借換することができる。